



宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外第28号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1	

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……(財政課) 5
訓令甲
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令……(財政課) 7

規則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十二号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成十年宮崎県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「土木部」を「県土整備部」に、「出納事務局各課」を「会計管理局」に、「第四十三節 優良家畜受精師総合センター(第二百二十一条―第二百二十二条)」を「第四十三節 削除」に改める。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第二号中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第五条の表総務部の項中「職員厚生課 財政課 税務課」を「財政課 税務課 総務事務センター」に改め、同表土木部の項中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第六条の見出しを「(会計管理局)」に改め、同条第一項中「第一百七十一条第六項」を「第一百七十一条第五項」に、「出納長」を「会計管理者」に、「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同条第二項中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、「及び物品管理課」を削る。

第七条第十一号を次のように改める。

十一 本府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務センターの主管に属するものを除く。)

第十条中第十五号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務センターの主管に属するものを除く。)

第十一条第七号中「庶務事務の処理」を「予算」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十三条 削除

第二章第二節第二款中第十五条の次に次の一条を加える。
(総務事務センター)

第十五条の二 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 本庁各課の総務事務の総合調整及び処理に関する事。
- 二 総務事務の効率化に関する事。
- 三 職員の福利厚生に関する事。
- 四 職員の安全衛生管理に関する事。

- 五 職員の健康管理に関する事。
 - 六 職員の児童手当に関する事。
 - 七 恩給に関する事。
 - 八 地方職員共済組合及び職員互助会に関する事。
 - 九 職員健康プラザに関する事。
 - 十 物品の取得及び処分並びに物品管理の総合調整に関する事(知事が別に指定したものを除く。)
 - 十一 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。
 - 十二 物品の記録管理に関する事。
 - 十三 集中管理する車両の管理に関する事。
 - 十四 県有自動車等の管理指導に関する事。
- 第十六条中第十八号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十八 府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
- 第十八条第三号中「同和問題」を「人権同和問題」に改め、同条中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 六 人権啓発センターに関する事。
- 第二十四条第十号を次のように改める。
- 十 府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
- 第二十六条第二号中「旧軍人軍属の身上の取扱い」を「旧軍人軍属」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、同条第八号中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)による保健事業に係る医療費」を「老人医療」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を削る。
- 第二十八条第十号を削る。
- 第三十条第十六号を削る。
- 第三十一条第十二号中「、感染症の診査に関する協議会及び結核の審査に関する協議会」を「及び感染症の診査に関する協議会」に改める。
- 第三十二条中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十 府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務センターの主管に属するものを除く。)
- 第三十四条第十四号中「庶務事務の処理」を「予算」に改める。
- 第三十九条第六号を次のように改める。
- 六 府内本庁各課の総務事務の処理に関する事(総務事務セン

ターの主管に属するものを除く。)

第四十五条中第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 部内本庁各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)

第四十九条第十一号中「畜産試験場及び優良家畜受精卵総合センター」を「及び畜産試験場」に改める。

第二章第二節第八款の款名中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第六十二条第一号中「土木行政」を「県土整備」に改め、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八 公共事業に係る入札制度改革の総合調整に関すること。

九 土木事務所及び建設技術センターに関すること。

第六十二条中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 部内本庁各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)

第六十四条第六号中「電子入札システム等」を削る。

第六十五条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第六十七条第八号を削る。

第七十条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七十一条第十号を削る。

第二章第二節第九款の款名中「出納事務局各課」を「会計管理局」に改める。

第七十二条第六号中「財務会計オンラインシステム」を「財務会計システム」に改め、同条第十三号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第十九号及び第二十号を削る。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 削除

第七十八条及び第七十九条を次のように改める。

第七十八条及び第七十九条 削除

第八十一条の表宮崎県自治学院の項中「宮崎市旭一丁目二番二号」を「宮崎市旭一丁目二番三号」に改める。

第八十三条の表宮崎県延岡県税事務所の項中「延岡市 東臼杵郡のうち北川町」を「延岡市」に改める。

第八十五条を次のように改める。

(内部組織)

第八十五条 宮崎県税事務所に次の課を置く。

総務課
納税第一課
納税第二課
課税第一課
課税第二課
自動車取得税課

2 都城県税事務所及び延岡県税事務所に次の課を置く。

総務課
納税課
課税課

3 日南県税事務所、小林県税事務所、高鍋県税事務所及び日向県税事務所に次の課を置く。

総務課
課税課

第九十四条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第九十五条を次のように改める。

(内部組織)

第九十五条 消費生活センターに支所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県消費生活センター ―都城支所	都城市北原町一六街区二号
宮崎県消費生活センター ―延岡支所	延岡市本小路三九番地三

第九十八条を次のように改める。

(内部組織)

第九十八条 西臼杵支庁に次の課を置く。

総務課
福祉課
農政水産課
林務課
土木課

第二百三条を次のように改める。

(内部組織)

第二百三条 中央福祉相談センターに次の課を置く。

総務課
地域福祉課
保護課
相談判定課

第二百七条を次のように改める。

(内部組織)

第二百七条 福祉事務所に次の課を置く。

総務課
地域福祉課

第二百十二条の表宮崎県延岡保健所の項中「延岡市 東臼杵郡のうち北川町」を「延岡市」に改める。

第二百十五条を次のように改める。

(内部組織)

第二百十五条 中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に次の課を置く。

総務企画課
健康づくり課
衛生環境課
広域指導検査課

2 日南保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

総務企画課
健康づくり課
衛生環境課

第二百十六条の表地域保健課の項中「地域保健課」を「健康づくり課」に改め、同項第二十号中「結核の診査に関する協議会及び」を削る。

第二百二十条を次のように改める。

(内部組織)

第二百二十条 衛生環境研究所に次の課及び部を置く。

企画管理課
微生物部
衛生化学部
環境科学部

第二百二十四条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する事務局に総務課を置く。

第二百五五条中「各課」を「総務課」に改め、同条の表総務課の項第五号を次のように改める。

- 五 学生の募集に関する事。
 - 第二百五五条の表総務課の項に次の四号を加える。
 - 六 教育課程及び授業計画に関する事。
 - 七 学生の厚生補導に関する事。
 - 八 学生の諸証明に関する事。
 - 九 附属図書館に関する事。
- 第二百五五条の表教務課の項を削る。
 第二百三十二条を次のように改める。

(内部組織)

第二百三十二条 中央児童相談所に次の課を置く。

- 保護課
- 相談判定課

第二百三十三条中「前条第二項」を「前条」に改める。

第二百五十条第二項を次のように改める。

2 前項の事務部に総務課を置く。

第二百六十四条の四を次のように改める。

(内部組織)

第二百六十四条の四 林業技術センターに次の課及び部を置く。

- 管理研修課
- 育林環境部
- 特用林産部

第二百七十四条及び第二百七十五条を次のように改める。

第二百七十四条及び第二百七十五条 削除

第二百八十条の表管理課の項の次に次のように加える。

企画・デザイン部

第二百八十条の表機械電子・デザイン部の項中「機械電子・デザイン部」を「機械電子部」に改める。

第二百八十一条の表管理課の項中第五号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

企画・デザイン部

- 一 試験研究の総合的企画調整及び評価に関する事。
- 二 鉱工業技術指導の企画調整に関する事。
- 三 試験研究資料の収集及び広報に関する事。
- 四 賃貸工場、開放実験室、工業技術図書室等に関する事。
- 五 鉱工業技術に関する関係行政機関との連絡調整に関する事。
- 六 工業デザインの研究開発及び指導に関する事。

第二百八十一条の表機械電子・デザイン部の項中「機械電子・デザイン部」を「機械電子部」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百八十四条の表管理課の項の次に次のように加える。

企画・デザイン部

第二百八十五条の表管理課の項中第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

企画・デザイン部

- 一 試験研究の総合的企画調整及び評価に関する事。
- 二 食品工業技術指導の企画調整に関する事。
- 三 試験研究資料の収集及び広報に関する事。
- 四 食品工業技術に関する関係行政機関との連絡調整に関する事。
- 五 工業デザインの研究開発及び指導に関する事。

第二百九十一条を次のように改める。

(内部組織)

第二百九十一条 中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に次の課を置く。

- 総務課
- 農政水産課
- 農畜産課
- 農村建設課
- 農地整備課
- 林務課

2 児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に次の課を置く。

- 総務課
- 農政水産課
- 農畜産課
- 農村建設課
- 農地整備課
- 林務課
- 森林土木課

第二百九十七条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項の表栽培科の項中「栽培科」を「栽培加工科」に改め、同表加工科の項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二百九十八条の四第二項及び第三項を削る。

第二百九十九条の表宮崎県東臼杵北部農業改良普及センターの項中「延岡市 東臼杵郡のうち北川町」を「延岡市」に改める。

第二百一条第一項及び第二項を次のように改める。

中部農業改良普及センター及び児湯農業改良普及センターに次の課を置く。

- 普及企画課
- 農畜産経営課
- 園芸経営課

2 南那珂農業改良普及センター、北諸県農業改良普及センター、西諸県農業改良普及センター及び東臼杵南部農業改良普及センターに次の課を置く。

- 普及企画課
- 農業経営課

第二百十九条第一項を次のように改める。

畜産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 肉用牛部
- 酪農飼料部
- 家畜バイオテック部

第二百十九条第三項中「係及び」を削り、同項の表庶務係の項を削る。

第二百二十条の表畜種部の項中「畜種部」を「肉用牛部」に改め、同項第二号中「乳用牛の畜種改良」を「肉用牛の飼養及び管理」に改め、同項第三号を削り、同表飼養部の項中「飼養部」を「酪農飼料部」に改め、同項第一号中「肉用牛の飼養及び管理」を「乳用牛の畜種改良」に改め、同項の次に次のように加える。

家畜バイオテック部

- 一 家畜の受精卵の処理及び移植の試験研究に関する事。
- 二 家畜の受精卵移植技術に関する応用試験研究及び受精卵の供給に関する事。

第三章第四十三節を次のように改める。

第四十三節 削除

第二百二十一条から第二百三十三条まで 削除

第二百三十七条の表宮崎県延岡土木事務所の項中「延岡市 東臼杵郡のうち北川町」を「延岡市」に改める。

第二百三十九条第一項を次のように改める。

宮崎土木事務所に次の課を置く。

総務課

用地課

建築課

道路課

河川砂防課

第二百三十九条中第二項を第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 日南土木事務所、串間土木事務所及び高岡土木事務所に次の課を置く。

総務課

工務課

3 都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に次の課を置く。

総務課

用地課

道路課

河川砂防課

4 小林土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所に次の課を置く。

総務課

道路課

河川砂防課

第二百四十三条を次のように改める。

第二百四十三条 削除

第二百五十条第一項を次のように改める。

中部港湾事務所及び北部港湾事務所に次の課を置く。

総務課

工務課

第二百五十五条を次のように改める。

第二百五十五条 削除

第二百六十二条の表感染症の診査に関する協議会の項中「の患者の入院」を削り、同表結核の診査に関する協議会の項を削り、同表宮崎県建設工事紛争審査会の項、宮崎県建設業審議会の項、土地収用あっせん委員の項、土地収用仲裁委員の項、宮崎県土地収用事業認定審議会の項、宮崎県水防協議会の項、宮崎県港湾審議会の項、宮崎県都市計画審議会の項、宮崎県屋外広告物審議会の項、宮崎県建築審査会の項、宮崎県建築士審査会の項及び宮崎県開発審査会の項中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第二百六十二条第三項を削り、同条第四項中「局長は、上司の命を受けて、出納事務局」を「会計管理者は、法に定める事務のほか、会計管理局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「部等に次長」を「部等及び会計管理局に次長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「部長」の下に「(会計管理局にあっては、会計管理者)」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第二百六十五条の表地域生活部の項中

	男女共同参画監	上司の命を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する。
	電子県庁対	上司の命を受けて、電子県庁の総

	策監	合調整に関する事務を掌理する。
を「	男女共同参画監	上司の命を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する。

に改め、同表中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第二百六十六条第二項の表出納事務局の項中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第二百七十条第一項中「、その他の職員として」を削る。

第二百七十一条の表東京事務所の項中「課長 課長補佐(総務課に限る。)」を「課長」に改め、同表福岡事務所の項中「次長(二人)」を「次長 課長」に改め、同表県税事務所の項中「課長 係長」を「課長」に改め、同表消防学校の項中「教務主幹 主任教官」を「総務主幹 教務主幹 教務主任」に改め、同表消費生活センターの項中「支所長 係長」を「支所長」に改め、同表西臼杵支庁の項、中央福祉相談センターの項及び福祉事務所の項中「課長 係長」を「課長」に改め、同表保健所の項中「課長 係長 主任(高千穂保健所に限る。)」を「課長」に改め、同表衛生環境研究所の項中「科長」を「副部長」に改め、同表看護大学の項中「助教授 講師 助手 事務局長 事務局次長 課長 係長」を「准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長」に改め、同表児童相談所の項中「課長 係長」を「課長」に改め、同表みやざき学園の項中「副園長 主任」を「副園長」に改め、同表林業技術センターの項中「科長」を「副部長」に改め、同表工業技術センターの項中「副所長(二人) 研究企画主幹」を「副所長(二人)」に改め、同表食品開発センターの項中「所長 研究企画主幹」を「所長」に改め、同表農林振興局の項中「駐在所長 係長」を「駐在所長」に改め、同表総合農業試験場の項中「科長 係長」を「科長」に改め、同表農業大学校の項中「研修主幹 助教授 係長」を「助教授」に改め、同表地域農業改良普及センターの項中「係長 主任(駐在所に限る。)」を「主任(駐在所に限る。)」に改め、同表病害虫防除・肥料検査センターの項中「副所長 主任」を「副所長」に改め、同表家畜保健衛生所の項中「課長 主任」を「課長」に改め、同表畜産試験場の項中「科長 係長 主任(管理課に限る。)」を「副部長 科長 主任」に改め、同表優良家畜受胎卵総合センターの項を削り、同表土木事務所の項中「駐在所長 係長」を「駐在所長」に改め、同表建設技術センターの項中「教授 係長」を「教授」に改め、同表港湾事務所の項中「係長 主任」を「主任(駐在所に限る。)」に改め、同表都市公園総合事務所の項中「副所長 係長」を「副所長」に改める。

第二百七十二条の表事務局次長の項を削り、同表課長の項を次のように改める。

課長	上司の命を受けて、課に属する事務を処理する。
	東京事務所、福岡事務所及び大阪事務所にあつては、上司の命を受けて、所属の事務を処理する。

第二百七十二条の表教授の項の次に次のように加える。

総務主幹	上司の命を受けて、総務の事務を処理する。
------	----------------------

第二百七十二条の表研修主幹の項及び係長の項を削り、同表主任の項の次に次のように加える。

准教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
-----	----------------------------

第二百七十二条の表助教授の項を次のように改める。

助教授	上司の命を受けて、教務の事務を処理する。
助教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第二百七十二条の表主任教官の項を削り、同表講師の項中「助教

第二百七十二条の表助手の項を次のように改める。

第二百七十三条中「第二百六十六条第二項の表の中欄に掲げる主幹及び主査」を「次の表の上欄に掲げる職」に改め、同条に次の表を加える。

職	職 務
主幹	上司の命を受けて、所属の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は所属の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、その専門的業務に従事する。

第二百七十八条中「、その他の職員として」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第八十一条の表宮崎県自治学院の項の改正規定は公布の日から、第八十二条の表宮崎県延岡県税事務所の項の改正規定、第一百三十二条の表宮崎県延岡保健所の項の改正規定、第九十九条の表宮崎県東臼杵北部農業改良普及センターの項の改正規定及び第二百三十七条の表宮崎県延岡土木事務所の項の改正規定は同年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

土木部	県土整備部
総務部職員厚生課	総務部総務事務センター
出納事務局会計課	会計管理局会計課
中央保健所地域保健課	中央保健所健康づくり課
日南保健所地域保健課	日南保健所健康づくり課
都城保健所地域保健課	都城保健所健康づくり課
小林保健所地域保健課	小林保健所健康づくり課
高鍋保健所地域保健課	高鍋保健所健康づくり課
日向保健所地域保健課	日向保健所健康づくり課
延岡保健所地域保健課	延岡保健所健康づくり課
高千穂保健所地域保健課	高千穂保健所健康づくり課

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県行政組織規則第二百七十二条の表上欄に規定する係長の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この規則による改正後の宮崎県行政組織規則第二百七十三条の表上欄に規定する副主幹の職に命ぜられたものとみなす。

(宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正)

4 宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年宮崎県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(宮崎県収入証紙条例施行規則の一部改正)

5 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条、第七条、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十九条第一項及び第二項、第二十条並びに第二十一条第一項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第九号中「宮崎県主査課 課」を「宮崎県会計管理課 課」に改める。

別記様式第十号中「宮崎県主査課 課」を「宮崎県会計管理課 課」に改める。

別記様式第十三号中「係 長」を「担当リーダー」に改める。

別記様式第十七号中「宮崎県主査課 課」を「宮崎県会計管理課 課」に改める。

別記様式第十八号中「宮崎県主査課 課」を「宮崎県会計管理課 課」に改める。

別記様式第十九号、別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「宮崎県主査課 課」を「宮崎県会計管理課 課」に改める。

6 この規則の施行の際現に存する前項の規定による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

(河川法施行細則の一部改正)

7 河川法施行細則(昭和四十年宮崎県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則)

8 道路管理者以外の者の行なう道路工事の承認に関する規則(昭和四十二年宮崎県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「係 長」を「担当リーダー」に、「

係 長」を「課 長」に改める。

(宮崎県治遺修景美化条例施行規則の一部改正)

9 宮崎県治遺修景美化条例施行規則(昭和四十四年宮崎県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「土木部道路維持課」を「県土整備部道路保全課」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

10 都市計画法施行細則(昭和四十五年宮崎県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

11 建築士法施行細則(昭和四十八年宮崎県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

12 宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成五年宮崎県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十三号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和三十九年宮崎県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四条第一項中「出納事務局及び」を「総務部、会計管理局及び」に改め、第二号を第三号とし、同項第一号中「出納事務局長」を「会計管理局次長」に改め、「物品管理課長」及び「物品管理課長補佐」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 総務事務センター課長及び総務事務センター課長補佐

第五条中「出納長」を「会計管理者」に改め、第三号を削り、第二号を第三号とし、同条第一号中「出納事務局の局長」を「会計管理局の次長」に改め、「の総合調整」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 総務事務センターの課長である出納員 部局(警察本部を除く。)に属する物品の出納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)並びに記録管理並びに総務事務センターに属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。

第八条第二項中「本庁会計課、物品管理課(技術員を除く。)」を「総務事務センター(技術員を除く。)、本庁会計課」に改める。

第八条の二の見出し中「吏員等」を「職員」に改め、同条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

第十条第一項中「出納事務局長」を「会計管理者」に、「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改め、同条第二項中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十三条、第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(指定代理納付者による納付)

第三十八条 部局の長は、法第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)の指定をしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

2 知事は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

第三十九条第一項及び第二項並びに第四十三条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十四条第三項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第六項及び第七項中「第二項」を「第三項」に改める。

第四十七条第一項及び第四十七条の二第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(滞納処分職員)

第五十一条 滞納処分を行う職員は、前条の規定による委任を受けた県税事務所の長が、当該県税事務所の職員のうちから命ずる。

2 前項の職員が滞納処分を行うときは、税外収入金滞納処分職員証を提示しなければならない。

第五十四条第三項中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改め、同条第五項第二号中「日本放送協会受信料」の下に「会場借上料」を加える。

第五十五条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十八条並びに第五十九条第一項及び第二項中「出納長、出納事務局長」を「会計管理者、会計管理局次長」に改める。

第六十条第七号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に

関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改める。

第六十二条の二中「給与」の下に「賃金」を加える。

第六十五条第一項ただし書中「徴した書類」の下に「(やむを得ない理由により当該給与等を支給された者から受領印に代えて受領の署名を徴した場合は、当該受領の署名を徴した書類)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六条第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改める。

第七十一条第三項中「支出調書」を「支出命令書」に改める。

第七十二条、第七十七条第一項から第三項まで、第七十七条の二第一項及び第二項、第七十七条の三から第七十九条まで、第八十一条、第八十三条第二項、第八十六条第二項及び第二項、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項並びに第九十三条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九十七条第三項中「発行の日から」の下に「起算して」を加える。

第九十九条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 部局の長及びかいかいの出納員は、毎会計年度末における重要備品現高調書を作成し、翌年度の五月三十一日までに総務部長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出を受けた総務部長は、取りまとめの上、当該年度の六月二十日までに会計管理者に提出しなければならない。

第二百五十四条中「出納長」を「総務部長」に改める。

第二百五十七条第四項中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改める。

第二百五十八条第四項中「物品交付申請書により」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項を削る。

第六十一条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十六条第一項中「出納長」を「総務部長」に改める。

第六十六条第三項及び第七十条第三項中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改める。

第七十七条第一項中「出納長」を「総務部長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により提出を受けた総務部長は、取りまとめの上、六月二十日までに会計管理者に提出しなければならない。

第七十七条の二第一項及び第六項、第八十四条、第八十五条並びに第八十八条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十八条の二第一項中「次の各号に掲げる資金の」を削り、「(以下「前任者」という。)が、当該資金」を「が、前渡を受けた資金」に、「前任者は」を「当該指定を取り消された資金前渡職員(以下「前任者」という。)は」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「前任者」の下に「(前項の場合においては、支出命令者が指定した職員)」を加え、「主管の部局の長又はかいかい長」を「支出命令者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、前任者が事故その他の理由により、自ら資金前渡事務の引継ぎをすることができないときは、支出命令者

が指定した職員が後任者に引き継がなければならない。
第百九十一条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 歳入総括表(かいを除く。)
- 二 歳出総括表(かいを除く。)

第二百五十五条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十八条並びに第二百二十九条の二第三号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第一中

「病害虫防除・肥料検査センター」	総合農業試験場	を
「優良家畜受胎精卵総合センター」	畜産試験場	
「県立宮崎西高等学校附属中学校」	県立宮崎西高等学校	

「病害虫防除・肥料検査センター」
「県立宮崎西高等学校附属中学校」

総合農業試験場
県立宮崎西高等学校

に

改める。

別表第二中

「東京事務所」	総務課長	を
「計量検定所」	主任	
「福岡事務所」	次長(総括)	

「東京事務所」
「計量検定所」
「福岡事務所」

総務の事務を掌理する課長
主任
企画広報の事務を掌理する課長

に改め、同表都城児童相談所の項及び延岡児童相談所の項中「保護係長」を「副所長」に改め、

同表中

「家畜保健衛生所」	管理課主任(宮崎家畜保健衛生所)であつては、管理飼料課主任	を
-----------	-------------------------------	---

「家畜保健衛生所」	庶務の事務を掌理する主幹又は副主幹	に、
-----------	-------------------	----

「大阪事務所」	物産観光課長	を
---------	--------	---

「大阪事務所」	企画広報の事務を掌理する課長	に、
---------	----------------	----

「建設技術センター」	庶務係長	を
------------	------	---

「建設技術センター」	総務の事務を掌理する主幹又は副主幹	に、
------------	-------------------	----

「県立盲学校」 「県立ろう学校」 「県立養護学校」	事務長	を
---------------------------------	-----	---

「県立特別支援学校」事務長に改め、同表消防学校の項中「教頭」を「総務主幹」に改める。

別表第三本庁会計課の出納員の項中「職員厚生課」を「総務事務センター」に改め、「職員健康管理センター」の「を削り、「宿泊室

使用料」を「授業料及び宿泊室使用料」に、「土木部」を「県土整備部」に改める。

別表第七中

「出納長」	「出納事務局長」	を
-------	----------	---

「会計管理者」
「会計管理局次長」に改める。

別表第十中

「畜産試験場」	川南支場	を
「水産試験場」	優良家畜受胎精卵総合センター 生物利用部小林分場	

「畜産試験場」	川南支場	に改
「水産試験場」	生物利用部小林分場	

附則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第三号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程(平成元年訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

別表別記様式第四十八号の項中「税外収入金滞納処分吏員証」を「税外収入金滞納処分職員証」に改め、同表別記様式第八十三号の項中

「物品交付申請書」	第百五十八条
-----------	--------

を

「削除」	
------	--

に改め、同表別記様式第七号の項を次のように改める。

別記様式第七号	調定元帳
	授業料徴収内訳 衛生関係調定内訳書(かい)

第百八十九条	その1
第百八十九条	その2
第百八十九条	その3

別記様式第十七号(その一)及び別記様式第十九号中「庄 巻」を「貯蔵庫」に改める。

別記様式第二十二号(その二)中「崎野田支務課」を「崎野田

会計管理者 殿」に改める。

別記様式第十八号中「出納長」を「宮崎県会計管理者」と改める。

「出納長」「会計管理者
別記様式第三十二号中 出納員 を 出納員
金銭分任出納員 金銭分任出納員」
に改める。

別記様式第三十三号(その一)及び別記様式第三十三号(その二)中「出納長殿」を「宮崎県会計管理者 殿」に改める。

別記様式第三十七号及び別記様式第三十八号中「出納長 出納員」を「会計管理者 出納員」に改める。

別記様式第四十一号中「係長」を「担当リーダー」に、「出納長」を「部長の長」に改める。

出納員」
別記様式第四十四号中「係長」を「担当リーダー」に改める。

別記様式第四十八号中「税外収入金滞納処分吏員証」を「税外収入金滞納処分職員証」と、「受けた吏員」を「受けた職員」に改める。

別記様式第六十一号(その一)中「出納長」を「宮崎県会計管理者」に改める。

別記様式第六十一号(その二)中「宮崎県出納長」を「宮崎県会計管理者」に改める。

別記様式第六十四号(その一)及び別記様式第六十四号(その二)中「宮崎県出納長」を「宮崎県会計管理者」に改める。

別記様式第六十八号中「宮崎県出納長」を「宮崎県会計管理者」に改める。

別記様式第八十号(その三)中「宮崎県出納長殿」を「宮崎県会計管理者 殿」に改める。

「出納長」「会計管理者
別記様式第八十号(その四)中 を 出納員
出納員 金銭分任出納員」
に、「出納長」「会計管理者」「出納長
出納員」を 出納員 と、 出納員 を
金銭分任出納員 出納員」
「会計管理者
出納員」に改める。

金銭分任出納員」
別記様式第八十号(その五)中「出納長」「会計管理者
出納員」を 出納員
出納員 金銭分任出納員」
に改める。

別記様式第八十号(その六)中「宮崎県知事」及び「宮崎県出納長」を削る。

別記様式第八十三号を次のように改める。

様式第83号 削除

別記様式第八十六号を次のように改める。

様式第86号

生 産 物 明 細 書

(決裁欄)

品 名	規 格	引 継			保管場所	処分額	買受人又は処分のてん末	備 考
		数量	単価	金 額				
			円	円		円		

- 備考 1 この様式は、部局においては3部複写とし2部を提出、かいにおいては2部複写とし1部を提出すること。
- 2 決裁欄については、適宜補正して使用することができる。

別記様式第百七号(その一)を削り、別記様式第百七号(その三)を別記様式第百七号(その一)とし、別記様式第百七号(その四)を別記様式第百七号(その三)とする。

別記様式第百七号(その一)を次のように改める。

様式第 126号 (その 2)

生 産 物 台 帳

(決裁欄)									
生 産					処 分				
品 名	年月日	数 量	予 定 単 価	金 額	年 月 日	数 量	単 価	金 額	
生 産 物 処 分 台 帳									
(決裁欄)									
処 分 の 方 法	市場販売・委託販売・直接販売・所属内販売 自家消費・試験研究・廃棄処分・その他								
処分の相手方	住 所 氏 名								
歳 入 科 目	年度 (款) (目)				一般会計 (項) (節)				
代金納付の時期 及 び 方 法	年 月 日 納入通知書・直接出納 その他 ()								
備 考									

備考 決裁欄については、適宜補正して使用することができる。

附 則
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。